

# 仕様書

## 1 案件名

令和7年度A重油単価契約

## 2 品名及び規格

A重油（重油JIS1種2号以上）

## 3 数量

県が購入する必要量（使用予定数量 9,000 リットル）

なお、予定数量は給油数量を保証するものではなく、予定数量が増減しても、異議を申し立てないものとする。

## 4 納入場所

香川県庁北館1階 高松市番町四丁目1番10号

## 5 納入方法

（1）小型タンクローリー車等による貯油タンク給油

大型車は、納入場所までの経路において進入できない場合があります。

（2）1回の給油量は1,000～3,000 リットル程度。

（3）納入時には、受注者のA重油（重油JIS1種2号以上）を取扱うことができる危険物取扱者の資格を有する者が、発注者の立会いのもと数量を確認し、検査を受けるものとする。

（4）納品後（給油の終了等）、納品書を県職員に交付すること。

（5）A重油が構内道路にこぼれた場合は拭き取って帰ること。

（6）詳細については、別途連絡します。

## 6 納入期限

香川県が指定する期限。

原則として前日までの発注とする。ただし、即日納入を依頼することもあるため速やかな対応が可能であること。

## 7 契約期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

## 8 協力体制

災害時には、当該施設の発注量を極力確保するとともに、必要に応じて迅速に納入すること。

## 9 その他

本契約は、A重油について1リットル当たりの単価契約とする。

なお、契約単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。

落札者との契約は、入札単価に消費税及び地方消費税を乗じ、小数点第3位以下の端数を切り捨て算出した金額を契約単価とする。

請求に当たっては、月毎に当該月の翌月に香川県知事あてに提出する。

請求金額は、1品目毎の契約単価に1か月分の納入数量を乗じて得た額を合計した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

特別な事由が生じた時は、双方協議のうえ契約単価を改定できるものとする。

ただし、契約単価の改定を希望する際は、見積書と併せて、その価格の妥当性が証明できる資料（仕入れ価格の推移等）を提出すること。

仕様書に記載がない事項については、別途協議することとする。